解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年十二月十五日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十一日

福井県勝山市北郷町東野一七号七番地

東野生産森林組合

清算人　田中　一夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年五月九日開催の社員総会の決議及び兵庫県知事の認可により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十一日

兵庫県西脇市上野九六番地

医療法人社団丸野外科整形外科クリニック

清算人　丸野　貞彦

解散公告（第三回）

当社は、平成十七年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十一日

広島市西区三篠町三丁目一一番八号

有限会社カナグチ

清算人　金口カヨ子

解散公告（第三回）

当宗教法人は、宗教法人法第四十三条第一項の規定により解散したので、当宗教法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十一日

山口県周南市青山町四番一一号

弘願真宗明玄寺

清算人　原田ミヨ子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年九月三十日開催の社員総会の決議並びに徳島県知事の認可により、平成二十七年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十一日

徳島県徳島市八万町下福万一六一番地の四

医療法人鉄耳鼻咽喉科

清算人　鉄　啓子

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年十二月二十八日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十一日

沖縄県島尻郡南大東村字南一四四番地一

清算法人南大東村新東土地改良区

清算人代表　上原豊三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市中島本町一丁目一二三番地、最後の住所北海道虻田郡豊浦町字大岸一五一番地二幸豊園　被相続人　亡　佐藤ふじゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十一日

北海道虻田郡洞爺湖町高砂町七八番地七六

相続財産管理人　片岡　一之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県北秋田郡上小阿仁村仏社字高橋八一番地、最後の住所秋田県秋田市寺内後城六番四一号　高清水寿光園

被相続人　亡　武石　文秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十一日

秋田県秋田市山王中園町二番三四号　第一合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　冨田　大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市東町一丁目一〇八番地、最後の住所茨城県常陸太田市松栄町七八二番地一一七

被相続人　亡　皆川　芳夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十一日

茨城県日立市弁天町一丁目三番一六号

相続財産管理人　片岡　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井一二七八番地、最後の住所栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井一二七八番地三

被相続人　亡　黒﨑　輝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十一日

栃木県宇都宮市元今泉三―二〇―一六大光ビル二階―A　とちのき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯村　尚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市大舘町一三一四番地一、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　今井　慶聚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十一日

群馬県太田市浜町三番地六太田商工会議所会館四階

相続財産管理人　弁護士　松浦　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市江原新田八一番地、最後の住所千葉県佐倉市弥勒町九番地一

被相続人　亡　兼坂トミヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十一日

事務所千葉市中央区中央三―九―九　エレル千葉中央ビル五階　プライム法律事務所

相続財産管理人　弁護士　土屋　孝伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県韮崎市中田町中條四一五九番地、最後の住所山梨県韮崎市若宮二丁目四番一〇号

被相続人　亡　髙添　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十一日

山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号甲府フロントビル九階三枝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三枝　重人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県可児市愛岐ケ丘三丁目四五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　鶴田　道明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十一日

事務所岐阜県可児市広見一丁目一七番地大晃ビル二階　平井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大池かおり

第19期決算公告

平成28年1月21日

栃木県小山市八幡町一丁目6番6号

テレビ小山放送株式会社

代表取締役　増子　健一

貸借対照表の要旨

（平成27年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	330,751
	固定資産	751,927
	合計	1,082,679
負債及び純資産の部	流動負債	616,401
	固定負債	155,737
	株主資本	310,541
	資本金	300,000
	利益剰余金	10,541
	その他利益剰余金	10,541
	（うち当期純利益）	(16,372)
	合計	1,082,679